

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 目標地図に位置付けられた者（※3）
- ⑤ 集落営農組織
(※1) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいう。
(※2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。
(※3) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。

2. 借入条件

(1) 資金の使途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(物価高騰、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
(※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額 ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 ② ①以外の場合：600 万円

- (3) 借入金利： 1. 25%～1. 95%（令和 7 年 11 月 19 日現在）

- (4) 償還期限： 15 年以内（うち据置期間 3 年以内）

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい（災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります）。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど